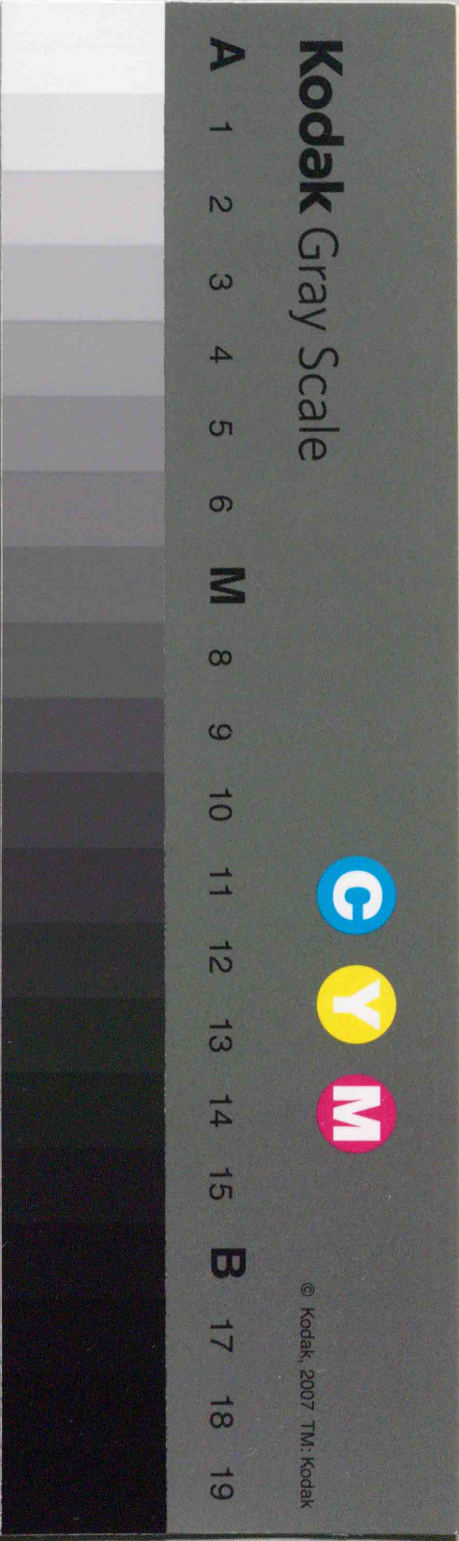
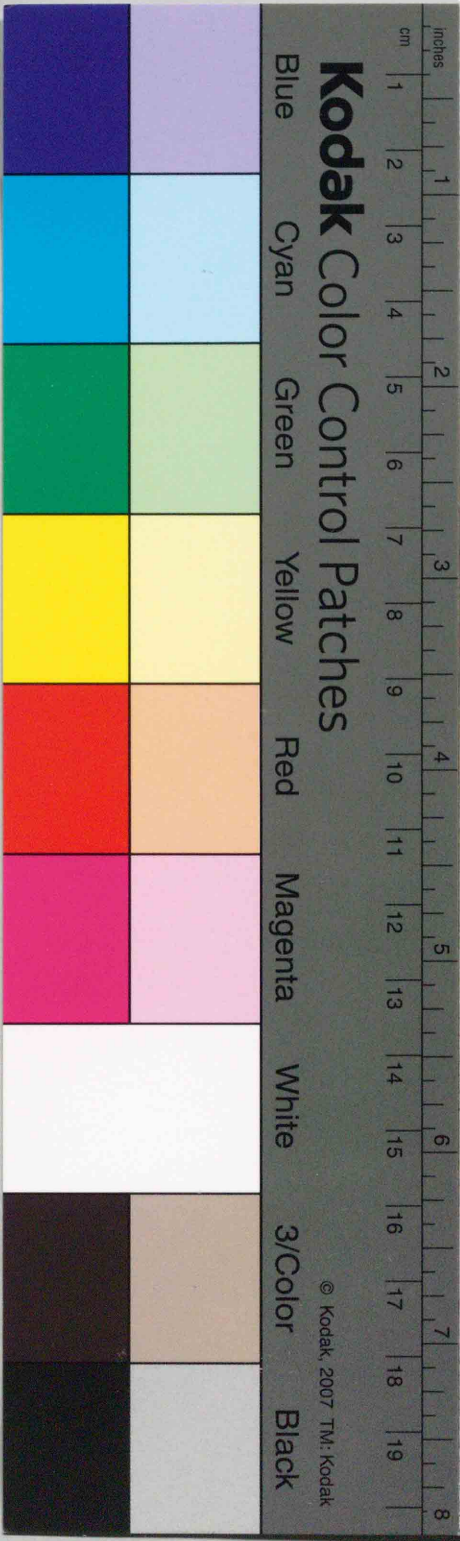


新制
女子修身書
五年制用
卷五

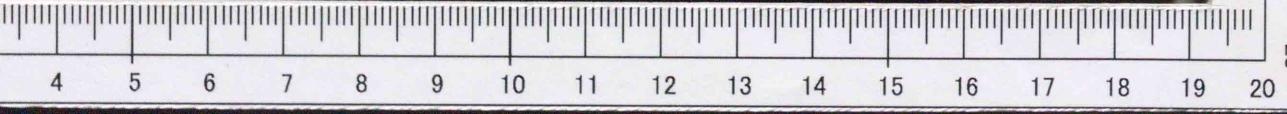
375.9
Ka20
資料室



40560

教科書文庫

4
110
42-1938
01304 49294



日九十月二年三十和昭
濟定檢省部文
用科身修・校學女等高

新制女子修身書

廣島文理科
大學教授 文學博士 勝部謙造 著

五年制用

東京 英進社 發行
大阪

資料室
中央図書館

395.9
Ka20

青少年學徒ニ賜ハリタル勅語

(昭和十四年五月二十二日御下賜)

國本ニ培ヒ國力ヲ養ヒ以テ國家隆昌ノ氣運ヲ永世ニ維
持セムトスル任タル極メテ重ク道タル甚ダ遠シ而シテ
其ノ任實ニ繁リテ汝等青少年學徒ノ雙肩ニ在リ汝等其
レ氣節ヲ尙ビ廉恥ヲ重ンジ古今ノ史實ニ稽ヘ中外ノ事
勢ニ鑒ミ其ノ思索ヲ精ニシ其ノ識見ヲ長ジ執ル所中ヲ
失ハズ嚮フ所正ヲ認ラズ各其ノ本分ヲ恪守シ文ヲ修メ
武ヲ練リ質實剛健ノ氣風ヲ振勵シ以テ負荷ノ大任ヲ全
クセムコトヲ期セヨ

広島大学図書

0130449294





神 勅

葦原千五百秋之
瑞穂國是吾子孫
可王之也宜爾
皇孫就而治焉行
矣寶祚之隆當與
天壤無窮者矣

(日本書紀)

葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ
吾が子孫の王たるべき地なり
宜しく爾皇孫就て治らせ さき
く 寶祚の隆えまさんこと當に
天壤と窮まりなかるべし

御 誓 文 (明治元年戊辰三月十四日)

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

勅 語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守ス
ヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣
民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ
其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益、國交ヲ修メ友義ヲ悖シ列國ト與ニ
永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明
ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺
ク庶政益、更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ
治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自
彊息マサルヘシ
抑、我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳ト
シテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本

近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ
倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾
フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣侯爵 桂 太 郎

詔 書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作
シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサ
セラレ國體ニ基キ淵源ニ溯リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭
示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠
ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル
所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ
興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災
變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ
輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭
激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコ
トヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國
民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ振作更張ノ

道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク
教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮
華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人
倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ
尚ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業
ニ服シ產ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭
シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ
協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民
其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政 名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣

伯爵

山本權兵衛

以下各國務大臣

副署

踐祚後朝見ノ御儀ニ於テ賜ハリタル勅語

(昭和元年十二月二十八日)

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大
權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先德ヲ聿修シ祖
宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ
惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外
武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ
皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ迺チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ
聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛
極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ

廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統領ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル
唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル
輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經
濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ
舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃
クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ
我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中
外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスル
ヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通

ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和
シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是
レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徵ニ
シ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司
其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セシ所ヲ以テ朕カ躬
ヲ匡弼シ朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼
セヨ

御即位禮當日紫宸殿ノ御儀ニ於テ賜ハリタル勅語

(昭和三年十一月十日)

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闢キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ頼リ以テ天職ヲ治メ墜スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ

朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

教育ニ關スル御沙汰

(昭和三年十二月十日)

祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先ト爲ス皇祖考夙ニ學制
ヲ頒チ更ニ宸勅ヲ降シ昭ニ教育ノ大綱ヲ示シタマヘ
リ皇考遺緒ヲ承繼シ又聖諭ヲ降シテ先朝ノ洪範ヲ申
明シタマヘリ朕今列聖ノ遺圖ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ
以テ人心ノ歸趨ヲ正クシ大ニ學藝ヲ振ヒ以テ國運ノ
伸張ニ資セムコトヲ念フ局ニ教學ニ當ルモノ其レ能
ク朕カ意ヲ體シ夙夜淬礪祖宗ノ大訓ヲ光昭ニセムコ
トヲ務メヨ

徳川光圀

立ちならぶ山こそなけれ秋津洲
我が日の本の富士の高ねに

乃木希典

仰ぎみれば心も空にさえわたる
朝日照りそふ富士の神山



新女子修身書 五年制用 卷五

目次

第一	人格の價值……………	一
	● 人格の意義——● 人格の尊重——● 人格の價值——● 人格の修養	
第二	内助の功……………	七
	● 「女王の園」——● 良妻は銅像の礎を築く——● 逆境に處して	
第三	母の力……………	三
	● エレンケーの言——● 賢母の感化——● 慈母子を敗る——● 愛の鞭	
第四	道德の尊嚴……………	一〇

● 道德の尊嚴——● 法と道德——● 政治と道德——● 經濟と道德——● 藝術と道德——● 宗教と道德

第五 我が國民道德

● 國民道德の意義——● 我が國民道德の二大特質——● 忠孝一致——● 忠君愛國の一致

第六 惟神の道

● 惟神の道——● 神勅——● 純神道と教派神道——● 敬神崇祖

第七 儒教

● 儒教——● 大學の三綱領八條目——● 我が國の儒教

第八 佛教及び基督教

● 佛教——● 輪廻——● 四諦——● 日本の佛教——● 現今の日本佛教

● 基督教——● 我が國の基督教

第九 思想問題(上)

● 思想問題——● 個人主義——● 個人主義の批判——● デモクラシー——● その批判——● 輿論

第十 思想問題(下)

● 社會主義——● その批判——● 思想問題に對する私達の覺悟

第十一 社會問題

● 社會問題——● 勞働問題——● 失業問題——● 小作問題——● 婦人問題

第十二 社會政策

● 社會政策——● 我が國の社會政策——● 社會事業——● 我が國に於ける

る社会事業

第十三 肇國の精神と維新の皇猷……………六

●肇國の精神——●三種の神器——●神武天皇御創業の精神——●維新の皇猷

第十四 教育に關する勅語發布の由來……………七

●西洋文化の輸入——●幼學綱要の頒布——●思想界の混亂——●教育勅語の渙發

第十五 教育に關する勅語の精神……………一〇

●第一段——●第二段——●第三段——●第四段

第十六 日本の使命……………一〇

●人類の文化——●東洋文化と西洋文化——●我が國の地位——●生命の進出力——●日本の使命——●皇運扶翼の大道

目次終



新制 女子修身書 五年制用 卷五

第一 人格の價值

●人格の意義

人格とは「人たる所以の資格」であります。然らばその資格とは何でせう？

人格は自覺を有してゐます。即ち千變萬化する我を同一の我と認識する働きがあります。次に人格は統一的な活動をします。昨日の我と今日の我と同一の我と考へ、自分の爲した事に責任を有つてゆけます。第三に人格は理

想を有し、自由活動によつてこれを實現しようとし、要するに自意識があり、責任の主體として自律的活動をするものが人格であります。従つて同じく人と言つても、小兒のやうなのは人格の未成者であり、精神病者のやうなのは人格の分裂者であつて、これらは人格あるものと稱することは出来ません。

● 人格の尊重

以上、人格の意義から見て、人は男女・老若・貴賤・貧富の別なく、すべて人格を有する點に於ては平等であります。私達は小兒や精神病者の行爲に對して責任を問はないのは、相手の人格を認めないからであります。之に反して極悪人の行爲でもこれを責めるのは、その者を以て一箇の人格を

有するものと考へるからでありまして、責任を問ふのは即ちその者の人格を認むる所以であります。

私達は互に人格を尊重しなければなりません。自ら自己の人格を尊重して、自律的に活動することを努むると共に、他人の人格價値を認めてその自由意志を尊重しなければなりません。

東郷大將の母は、お子様方が寢て居られる時、用事があつて其の部屋を通られる折は、決して枕許を通過されることなく、どんなにお急ぎの時でも、必ず足許へ迂回されたといふことです。

「將來御國のために忠臣義士たらしめんとする者の頭上を歩む如きは、之を輕んずることとなれば、親といへども慎むべきことなり。」

◎人格の價値

これが大将の母の信條であります。

人格を平等とするのは、その本性の上から見たものであります。しかし、その發揮の程度は人毎に異つてゐます。即ちその活動の高低、深淺、廣狹などの程度に應じて、高い人格、低い人格、偉大な人格、狭小な人格などの差異を生ずるの言ふまでもありません。要するに、すべての正常人は人格的可能性を有する點に於て平等であり、可能性實現の實體としては不平等であるといふことに歸着します。

責任感は人格の高下を計る尺度であります。修養によつて人格が高まつてゆけば、嘗ては自分の責任以外に思つてゐた事までも責任を感じるやうになります。吉田松陰は至誠を以て

國事に奔走し、遂に幽囚の身となり刑場の露と消えましたが、彼は決して世を呪ひ人を咎めることを爲さず、至誠未だ足らず、天地を感動せしめることが出来ないで、このやうな厄難に陥つたのは、洵に相濟まぬことである。と言つてゐます。佐久間艇長が



吉田松陰

その遺書に、
謹
ンデ陛下ニ白
ス。我部下ノ
遺族ヲシテ窮
スルモノ無カ

ラシメ給ハンコトヲ。我が念頭ニ懸ルモノ之アルノミと記されてゐるといひ、二人の愛子を失つた乃木大将が「これぞ武門の面目」とステツセルに答へられた心事といひ、私達はこれら崇高偉大な人格に對して、感激の情に襟を正さざるを得ません。

④人格の修養

ゲーテは「絶えず擴大する圓」といふ語で人格の發展を形容してゐます。人格の發展は同心圓が次第にその圓周を擴大するやうなものであります。私達は入學當初より一年と修養を重ねて、人格の圓周を擴大し、今や高等女學校の最高學年に進みました。私達は今、最上級生として全校生徒の代表者の如き觀があり、その一舉一動は直ちに下級生に影響し、延いて學校の榮辱に關することが少くありません。且この一年を終つて更に上級學校に進む者も、直ちに家事に従事する者も、均しく實際生活に近づいてゐるのでありますから、その責任の重大なるを自覺し、學年の初頭より一層研學と修養に盡して、以て有終の美を濟なさねばな

りません。

第二 内助の功

●「女王の園」

ラスキンの「女王の園」のうちに、次のやうな一節があります。

男子は活動的にして進歩的なり。されば男子は事を始め業を起すに適すると共に、發見者たるに適し、戦の人たるに適す。然るに、女子は戦ふ人にあらずして治むる人なり。されば、秩序を保ち、平和を興へ、正しき判断を下すに適す。即ち物の性質を見分け、其の得失を察し、其の關係を考ふるに長じ、決して戦はず争はずして、しかも能く終局の勝利を制す。

男子は大膽に廣き世界に闊歩し、危険を冒して自己の力を試みんとするが故に、失敗を招き過失を生じ、また往々にして敵を作る。男子は傷つけられ、辱かしめられ、迷はされて、其の度ごとに自己の心性を鍛錬す。しかも、家に歸れば妻の保護あり。妻の守れる家には危険なく、誘惑なく、過失なく、又決して敵もなし。家庭は實に平和の場所なり。



ラ ス キ

家庭は外界の敵を防ぐのみならず、疑惑・恐怖・不和等の忌むべきことの襲來を防ぐ所なり。若し然らざれば、決して之を家庭と稱する能はず。何となれば、世間の不安なる状態が、家中にまで影響することあらば、それは家庭にあらずして、世間の一部分なり。

要するに、眞の妻あるところに眞の家庭は存す。されば、妻にして正しく家を治むる能はざれば、全く治めざるに劣る。之を以て婦人は賢からざるべからず。されど、自ら高むる爲に賢くなるにあらずして、己を犠牲にすることを得るが爲に賢からざるべからず。

「良妻は銅像の礎を築く」と言ふことばがあります。古來偉人・傑士と稱せられる人々の背後には、必ず良妻の内助の功があります。「妻は銅像の礎」で、その働きは、歴史の上には多く表はれてみませんが、夫の事業の半ばは當然妻の功績に歸すべきものであります。

英國のビーコンスフィールド侯デスレリーが、布衣より起つて遂に宰相の榮位を極めるに至つたのは、夫人の内助に負ふ所

●良妻は銅像の礎を築く

が多いのであります。

議會に於て彼が演説する時は、傍聴席にある夫人の眼光に勵まされ、政策を案ずる時は、常に慧敏な夫人の考案に負ふ所が多かつたといひます。實に彼は大半夫人の内助の功に依つて宰相となつたのであります。

嘗て英國女帝陛下から金冠を授かり且子爵に列せられようとした時、彼は之を固辭して、「臣の功でなく妻の功でございますから、願はくは妻にお授け下さい。」と申しました。

ヂスレリーは妻に後れて死にました。その時政敵たるグラッドストーンは、氏の生前の勳功を表彰し、之を國葬にしようとした。然るに遺族は遺言に違ふから」とて斷りました。氏の遺言といふのは、

「我が死後は、亡き妻の墓側に、亡き妻を葬つた時の如くにして

葬れ。」

といふのであります。勿論夫人は國葬でなかつたから、ヂスレリーも亦略式を以て葬られました。

「國亂れて良相を思ひ、家貧しくして良妻を思ふ」といふやうに、妻の内助の功は逆境に處して特にその効があらはれます。

◎逆境に處して

小田原在に生れた或婦人の話です。嫁した先は多忙の家。精勵の結果、やうやく一家を新築しました。落成間もなく丸焼け！夫婦刻苦して再度家を興しました。新宅が建つや建たずに、夫は肺結核の床に就きました。看護三年、藥石遂に効を奏せず、剩へ死後四千圓といふ負債が彼女に對する遺産でした。

大抵の女なら、それでもうがっかりしてしまひます。夫に別れ、四千圓の負債を擔つた寡婦は、次のやうに神に誓ひました。

「是非此の負債を濟して亡夫に瞑目せしめたい。今一度！此の決心を把持する間は、願はくは加護を垂れ給へ。若し中途に挫折せば、神よ、わらはを癡人になし給へ！」かくて彼女は稼ぎに稼ぎました、夜を日について、日を夜についで。

十三年はいつしか過ぎました。

亡夫の法會を、彼女は東京芝公園内、紅葉館で開いて亡夫の知己を招きました。

「位牌が動きました！」と、彼女は語つたとやら。「氣のせゐでせうね、氣のせゐでせうが、わたしが亡夫の位牌に向つて『あなたも

う御安心遊ばせ、御負債は悉皆濟しましたから……』と、かう申しました時、亡夫の位牌が動いたやうに見えました！」と。
その日、彼女は剃髮して「尼さん」となりました。

第三 母 の 力

スエーデンの女流思想家エレン・ケ―は、



エレン・ケ―

人類が現在に於ける一切の努力は、善き人種を作るにある。善き人種は兒童によつて決定されるし、人間の一生を支配するのは兒童の時代である。されば兒童

●エレン・ケ
ーの言

賢母の感化

を生み育て、教育する母性は太陽の如く神聖である。と言ひました。「母の力」は太陽の如く神聖であり、偉大であり、崇高であります。

古來の偉人が賢母の感化によることは東西その揆を一にしてゐます。

楠木正行の母、近江聖人の母、高崎正風の母のことは、私達の既に學んだ所です。

セント・オーガスチンの母モニカは賢母として名高い人です。オーガスチンがその壯時頗る放埒な人であつたのが、終に古今の大聖となつたのは、偏に母の感化にあります。オーガスチン嘗て人に語つて、

「わが有するすべての物は皆母の賜物である。わが眞理を愛

するに至つたのは、全く母の教育による。罪と不運との爲に早く死ぬべくして死ななかつたのは、母が予の爲に久しく信實の涙を流して、之を神に贖あがなひ給うたからである。」と言ひました。

獨逸の詩人ゲーテの母は、寛仁で快活な人でありました。ゲーテは成業の後、母の教訓を感謝して、

「自分の立てた功業は全く母の功業である。」

といひました。ゲーテの母に遇つた人は、その人物に感じて、

「自分はゲーテの母に遇つて、初めてゲーテがかやうな大家になつた原因がわかつた。」

と語つたといふことです。

「予の一切の運命は悉く之を母より受けたり。」と言つたワシントントンの母マリーは、寡婦たること四十八年、その間何等他人の補

助を受けることなく、節を枉げず徳を汚さず、よくその愛兒ワシントン^{ワシントン}を教育しました。記念碑には「ワシントンの母マリー」と刻んであります。「ワシントンの母マリー」——碑文は至極簡単ですが、意味は甚だ深長であります。

司馬溫公の「家範」に、

人の母たる者は慈ならざるを患へず、愛を知つて教を知らざるを患ふ。古人言へるあり、慈母子を敗ると。愛して教へざれば不肖に淪め、大惡に陥れ、刑辟^{けいへき}に入れ、亂亡に歸せしむ。他人之を敗るに非ざるなり。母之を敗るなり。古より今に及ぶまで、是の如き者多し。悉く數ふべからず。

とあります。「慈」だけでは所謂「舐犢^{しとく}の愛」です。愛に溺れて子を弄び、遂には子を損ふことになります。「嚴を以て賢母

慈母子を敗る

となす」——撫でるばかりでなく、時には恐ろしい程嚴格なところがなくてはなりません。

私達は嘗て、「乃木大將の幼年時代」といふところで、

大將の母もまたえらい人であつた。大將が何か食物の中にきらひな物があると見れば、三度三度の食事に、必ず其のきらひな物ばかり出して、大將が馴れるまで、うち中の者がそればかり食べるやうにした。其の爲、大將には全く食物に好ききらひといふものがないやうになつた。

とあるのを讀んだ筈です。いはゆる「愛の鞭」です。

本居宣長の母勝子は、宣長が十一の年から寡婦となつて、宣長を始め二男二女を女の手一つで育て上げました。亡夫の遺産は四百兩ばかりありましたが、それも親戚に保管されて、僅かに

愛の鞭

ぶ情の切なるものがあります。

第四 道德の尊嚴

●道德の尊嚴

道德は人間生活の統一原理であります。即ち道德は科學・法律・政治・經濟・藝術・宗教等と竝んで存するものではなくて、これら一切を統制するものです。従つて學者も法律家も政治家も實業家も、およそ人間生活を營むものは、均しく道德に準據しなければなりません。藝術家であるから道德に外れたことをしてもよい、宗教家であるから道德を超越して差支ないなどといふことは、決して許されません。

●法と道德

公共の安寧幸福を圖る爲、國家がその權力に依つて國民に遵奉を強制する社會的規範を法といひます。

法治國民として國法に遵ふべきは言ふまでもありません。しかし、法は國家生活に必要な最低限度の規定を定めるに過ぎないので、道德が人間生活の全般に互つてゐるのに比して、その範圍に廣狹の別があります。随つて法律に背いた行爲は必ず道德に違反するが、法に背かない行爲のすべてが必ずしも道德的行爲といふ譯にはゆきません。例へば子供が池に陥らうとしてゐるのを知りながら、之を傍觀してゐても、違法として罰することは出来ませんが、道德はこれを人道に背くものとして責めるのです。要する

に道德は法の根本であり淵源であつて、法の根據は常に道德によつて支持せられ、法の規定も運用も、一に道德の力によつて律せられます。されば法が眞によく遵守されるか否かは、一に懸つてその國民の道德的信念の強弱如何に基づくものであります。

立憲政治は民意を重んじて行ふ政治で、人民を立法に參與せしめるのがその特色でありますから、輿論を代表する團體としての政黨が生れます。政黨とは同一の政見政策を有する者が集つて、其の政見政策の實現を圖る爲に組織した團體です。政黨は輿論の代表者として、皇運扶翼のため國利民福を圖るべきもので、たゞ黨勢の擴張、黨利の壟斷

政治と道德

に専らにして、政治道德を紊し、爲に國家の大局を忘れるやうな弊に陥つてはなりません。近來政界淨化の聲が高く、選舉の肅正が叫ばれて、國民一般も漸く自覺するやうになつたのは、洵に喜ばしいことであります。

經濟活動は人間生活に缺くべからざる要素であります。世に經濟を以て道德に反するやうに考へるものもありませんけれども、古往今來、經濟的獨立を失つたものが衰滅の運命を辿る事實に照しても、經濟を無視することは決して正しい道といふことは出来ません。

福澤諭吉が嘗て女子經濟思想の必要なことを論じ、
「婦人は家を治めて内に經濟をあづかり、言はゞ出づることを

經濟と道德

獨立自尊



福澤諭吉筆蹟

爲すのみにして入るゝことを知らざる者の如くなれども、さりとは甚だ不安心なり。良人として萬歳の身にあらず、老少より言へば、良人こそ先に世を去るべき順なれば、若し萬一にも早く良人に別れて、多勢の子供を始め、家人萬端を一手に引き受くるが如き不幸もあらんには、其の時に至り亡夫の存命中戸外に何事を經營して、何人に如何なる關係ありや、金錢上の貸借は如何、其の約束は如何など、纖細の事實を知らずして、縦令帳簿を見ても分明ならず、之が爲に様々の行違を生じて、甚しきは訴訟の沙汰に及ぶことさへ。畢竟婦人が家計の外部に注意せざりし

世間に珍しからず。

畢竟婦人が家計の外部に注意せざりし

落度にくそあれば、夫婦同居、戸外の經營はすべて男子の責任と言ひながら、其の經營の大體に就ては、婦人も之を心得置き、時々の變化盛衰に注意するは大切なことにして、我輩のいふ女子に經濟の思想を要すとは此の邊の意味なり。」と述べてゐます。さすが一代の先覺者の言だけあつて、大いに傾聴すべき價值があります。

かくの如く、經濟は私達の生活を維持し、文化を向上せしめる資料として重要な條件ではあります。これを以て人生の目標とすることは誤つてゐます。要するに經濟は人格完成の目的を達する手段であつて、しかも道德と一致することによつてその意義が生ずるのであります。

藝術と道德との關係について、本居宣長はその「玉の小櫛」

藝術と道德

に、

「物のあはれを知るといふことをおしひろめなば身ををさめ、家をも國をも治むべき道にも至りぬべし。人のおやの子を思ふ心しわざをあはれと思ひしらば、不孝の子は世にあるまじく、民のいたづき、奴のつとめをあはれと思ひ知らむには、世に不仁の君はあるまじきを、不仁なる君、不孝なる子も世にあるは、云ひもてゆけば、ものゝあはれを知らねばぞかし。されば物語は、物のあはれを見せたるふみぞと云ふことをさとりて、それをむねとして見るときは、おのづから教誡になるべきは、よろづにわたりて多かるべきを……」

と述べてゐます。「物のあはれ」を知ること、即ち美を觀照することは、自ら道徳を知ることであるとの説です。藝術を

以て道徳の方便とするのは誤であります。其の藝術は決して道徳と背馳するものでなく、これによつて道徳を促進せしめる力を有つてゐます。世に藝術至上主義などと云つて、道徳を無視した藝術を唱へる者は、藝術の眞意を解したものと云ふことは出来ません。

◎ 宗教と道徳

宇宙の偉大と神祕に接し、時の流れの悠久を思ひ、これに對して崇敬の情を起し、之に比べて渺たる自分を顧み、さては不可抗力の天變地異に直面して、今更のやうに人間の力と運命のはかなさを感じるとき、私達は人間以上の或者の存在を信じ、それに頼つて救ひを求めようとします。これを信仰といひ、信仰に禮拜の形式を伴うて宗教が成立します。

私達は自分の信ずるところに従つて如何なる宗教をも奉ずることが出来ます。しかし、それが國體・國情を無視して國家の道德に背馳するやうなものに對しては、國家はこれを禁止してゐます。帝國憲法第二十八條に「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」とあるのは、即ちこの趣旨に外ならないのです。

之を要するに、道德は人間生活の一切を統制する原理であつて、人生のすべてに互つて絶對的の拘束力を有する嚴肅な事實であります。私達は個人としても、社會人としても、すべての行爲を道德的規範の下に律しなくてはなりません。

せん。そこに人格の向上があり、人生の意義があります。

第五 我が國民道德

●國民道德の
意義

道德は人間生活のすべてに互つて之を統制する原理であります。この意味に於て道德の原理は、萬人の認めて以て當爲當行のものでなくてはなりません。畏くも明治天皇が教育に關する勅語に「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と仰せられましたのは即ち道德の根本義をお示し遊ばされたものであります。

しかし私達は人間であるといふ上に、更に國家の一員で

あります。國家はその組織の最も發達し、その形式の最も完備した社會で、現代に於ける人間生活の最大最高の條件であり、今日の文明人の社會的生活は、すべて國家の一員即ち國民としての生活であります。國家はそれ、建國の事情を異にし、社會組織を異にし、且その長い歴史的過程は一層その特色を鮮明ならしめてゐます。従つて各國民の道德は必ずしも其の趣を一にしません。道德がこの特殊な國民生活を本として立てられた場合に、これを國民道德と稱へます。

國民道德は特に國民的色彩の濃厚な道德であります。個性の色彩の濃厚な人は、通例人格的價値の偉大な人物で

あるやうに、國民道德の特質の鮮明な國民は又偉大な國民であります。國民道德の盛な國は榮え、國民道德の衰へた國は衰へます。國民道德は實にその國家の存續し發展する所以の道德であります。

●我が國民道德の二大特質

●忠孝一致

我が國民道德には顯著な二大特質があります。一は忠孝の一致であり、一は忠君愛國の一致であります。

忠孝は臣子の大道で、古今東西如何なる國家もこれを重んぜぬものはありません。けれども外國では忠と孝とは分離して、動もすれば相扞格かたがひすることをお免れないのに、我が國では渾然一致して離れません。これが忠孝一致を以て我が國民道德の特質とされる所以であります。

我が國では肇國以來、國を擧げて總合家族を爲し、皇室を以て大宗家となし、萬世一系の天皇を以て御家長と仰ぎ奉り、人民は支家末流として今日に及んだのであります。されば私達の祖先が嘗て忠誠を效した天皇は、即ち私達の今日事へ奉る皇室の御祖先にましますから、私達が天皇に對し奉つて忠を盡すのは、即ち祖先の志をなす所以の道であつて、孝の大なるものであり、孝は即ち忠、忠は即ち孝、いはゆる忠孝一致の大義は實にこゝに存するのであります。

忠孝一致の信念は、上古以來我が國民の間に深く根ざしてゐます。大伴氏の一族が、大君の邊にこそ死なぬ、顧みはせじと言ひ繼いだのは即ち祖訓を服膺するもので、そこに

忠孝が一體となつてゐるのであります。大伴家持が「ス歌に、縷々數百言を費して、我が家が祖先以來相承けて奉公

の道に忠勤を抽スんでた名族であることを述べ、

おほろかに 心おもひて 空言も 祖おやの名絶つな 大伴の

氏と名に負へる ますらをのとも

と訓戒激勵したのによつても、その一斑を知ることが出来ます。

雄略天皇は崩御に臨んで、重臣に遺詔して次の如く仰せられました。

方今區あめのしほひ宇一家のごとく、烟火萬里。百姓艾安おほみくて、四夷賓服よりのみふ。

此れ又天意區夏あまつたを寧かにせむと欲せり。所以に心を小め己を勵まして日一日を慎むことは、蓋し百姓の爲の故なり。(中略)

義は乃ち君臣なり、情は父子を兼ね。庶くは臣連の智力、内外の歡心に藉りて、普天の下をして永く保安樂しめむと欲ひき。と仰せられました。蓋し斯くの如きは歴代天皇の御志であらせられます。即ち明治天皇が憲法發布の上諭に、

朕力親愛スル所ノ臣民ハ即チ朕力祖宗ノ惠撫慈養シ
タマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ
懿德良能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ

と宣はせられ、大正天皇が御即位禮勅語の中に、

爾臣民世世相繼キ忠實公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニシテ
情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ
と仰せられ、今上天皇陛下が御即位禮勅語の中に、

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ
視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁恕ノ化下ニ洽ク兆
民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一
ニス

と宣はせられましたのによつても、之を窺ひ奉ることが出
來ます。

菅原道眞も亦忠孝一致の趣意を明確に述べてゐます。

即ち「菅家遺草」に、

「君父の教は同じかるべく、孝子の門には必ず忠臣有り。臣子の道何ぞ異ならん。」

とあります。前に述べました吉田松陰の士規七則の中に、

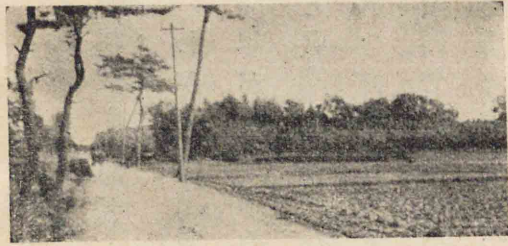
「君臣一體、忠孝一致なるは唯我が國のみ然りと爲す。」とあるのは、我が國民道德の特質を、忠孝一致に認められたものであります。

④ 忠君愛國の一致

忠君愛國の一致も日本特有の國家組織より生ずる一つの結果であります。即ち我が國は皇室が中心となつて出來た國家であり、皇室と國家とは固より一體を成して居りますから、皇運と國運とは密接不離の關係を有してゐます。随つて皇運を扶翼し奉ることは即ち國を愛することとなり、國を愛することは臆て君に對し奉る忠となります。外國では忠君と愛國とが必ずしも一致しないことは、外國の歴史を緋けば自ら明かであつて、我が國のやうに忠君と愛

國との全然一致する國は、之を他に求めることは出來ません。これによつて我が國民の愛國的行動が、他國に比して一層重要な意義を有することがわかります。

わが國史上「愛國」といふ語の見たのは、日本書紀の持統天皇四年がその始めであります。唐の初、朝鮮問題から我が國が唐と戦端を構へた時、齊明天皇は筑紫の朝倉宮に行幸して親しく軍を督せられました。御不幸にも行宮で崩御遊ばされました。續いて天智天皇の御代となり、間もなく我が軍は朝鮮の白村江で唐の軍と戦つて敗れました。この時、筑紫から出た軍丁大伴部博麻は唐に捕虜となり、長安の都に連れて行かれました。長安では博麻のほかに土師連富杼等四人の者が幽囚の身となつて數年を暮しましたが、そのうちに唐が新に大軍を起して日本



水 城 址

を討つ計畫を立てたといふ噂を聞いて、早く歸國して朝廷に報告し、國防を安全にしたいと思ひましたが、捕虜の身でありますから、衣糧萬端の費用がありません。そこで博麻は他の四人に向つて、「我が身を奴隸に賣つて金を調べ、それを一切の費用に差出さう。たとへ自分は一生を他國で送つても、聊か國恩に報ずることが出来れば本懐である。」と言ひました。かくして富杼等四人は博麻の力によつて無事に日本に歸り、唐の企てを天皇に報告しました。これによつて勅命が下つて筑紫に水城みづきが設けられました。唐の計畫は實現するに至らず、幾くもなくして和が結ばれましたが、その後六百餘年を経て鎌倉時代に至り、元の

入寇した時、防戦上その效が少くなかつたのであります。

博麻は獨り淋しく唐に留り、奴隸となつて勞役を續けること三十年。年老い身も衰へたので、やうやく奴隸を免されて歸國することを得ました。時に持統天皇の四年であります。その壯烈な事蹟は國司の知る所となり、國司から一切を朝廷に奏聞しましたので、天皇から特に御手厚い恩賞があつて、御懇篤な詔を賜はりました。そのうちに以上述べたことが記され、「朕その朝を尊たかび國を愛まひて、己を賣りて忠まなこを顯あはすことを嘉よしす」と仰せられてゐます。正史に残るこれらの事實は、洵によく我が忠君愛國の精神を物語つて餘りありといふべきであります。

要するに、忠孝相一致し、忠君と愛國との一致するは、我が國家組織の上から來る必然の歸結であつて、世界に比類な

き我が國民道德の二大特質といふべきであります。

第六 惟神の道

● 惟神の道

「惟神」の語は日本書紀、孝徳天皇大化三年の詔にあつて、かみながら」と傍訓を附けてあるのが國史に見えてゐる始めであります。「惟神」とは「神が神でまします其のまゝ」の意であり、従つて「惟神の道」は神代よりあり來つたまゝで、毫も私意私見を加へぬ道、即ち神慮のまゝなる我が國固有の大道であります。

我が國は惟神の道を以て國家全體の鞏固な基礎をなし

てゐます。明治天皇の御製に

ちはやぶる神のこころを心にてわが國民を治めてしがな

と仰せられてありますのは、即ち惟神の道によつて政治を行はせられる御趣意に外ならないと拜察します。

天照大神は皇孫瓊瓊杵尊をこの土に降り給ふ時、

葦原の千五百秋の瑞穂國はこれ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就て治らせ。さきく。寶祚の隆えまさんこと當に天壤と窮まりなかるべし。

と仰せられました。この神勅は實に日本國家の大理想を言現はされたもので、教育に關する勅語に「天壤無窮ノ皇運

● 神勅

◎純神道と教派神道

ヲ扶翼スヘシ」と宣はせられたのと、其の間幾千年を隔て、
迥かに相呼應するの觀あるは、これ我が國體の尊嚴崇高な
る所以であります。我が國運の年と共に發展して已まな
いのは、即ちこの大理想の實現に外ならないのであります。
要するに我が國民道德の根源は、實にこの惟神の道に存
し、神勅の大理想——惟神の道の眞精神——を實現するこ
とは、即ち我が國民の神聖な義務であります。

惟神の道を一に純神道といひます。純神道は宗教とい
はんよりも寧ろ國民の道德的信仰であります。之に對し
て我が國には教派神道があります。教派神道は純神道に
佛教や儒教の教理が加味され、純宗教としての實質を有す

るやうになつたもので、現在行はれてゐる十三派神道は、い
づれも徳川時代末期から主として庶民階級の間で發達し
て今日に及んだものであります。

十三派神道とは、

- | | | |
|---------|---------|---------|
| (一) 神道 | (二) 大社教 | (三) 扶桑教 |
| (四) 大成教 | (五) 實行教 | (六) 黒住教 |
| (七) 修成派 | (八) 神習派 | (九) 御嶽教 |
| (一〇) 禊教 | (二) 神理教 | (三) 金光教 |
| (三) 天理教 | | |

をいひます。

國家は純神道と教派神道とを區別してゐます。即ち神社に
關することはすべて内務省神社局で取扱ひ、教派神道に關する

四 敬神崇祖

ことは、佛教その他の宗教と共に文部省宗教局で取扱つてゐます。



東郷大將筆蹟

東郷大將が日本海々戦の報告を、天佑ト神助トニ因リ」といふ敬虔な句で起し、縷々數萬言の後、

殊ニ我軍ノ損失死傷ノ僅少ナリシハ歴代神靈ノ加護ニ依ルモノト信仰スルノ外ナク嚮ニ敵ニ對シ勇進敢戦シタル麾下將卒モ皆此成果ヲ見ルニ及ンテ唯々感激ノ極言フ所ヲ知ラサルモノ、如シと、同じく敬虔な文字で結んでゐられます。明治天皇は之を嘉納し給ひ、同

大將に賜はつた勅語の中に、

朕ハ汝等ノ忠烈ニ依リ祖宗ノ神靈ニ對フルヲ得ルヲ
懌懌又

と宣はせられました。

私達は信仰を如何なる宗教に求むるに論なく、國民的信仰として敬神崇祖の精神を旺にし、従つて神社參拜の美風を盛にすることは當然の務であつて、神社の崇敬は即ち國民道德を發揮する所以の道であります。

第七 儒教

●儒教

惟神の道はその後幾多の外來思想を移入することによつて、これが理論的根據を與へ、豊富な展開を遂げました。而して最初にその展開に資したものは儒教であります。儒教とはいふまでもなく二千四百餘年の昔、魯の孔子の集大成したもので、その後幾多の變遷を経て今日に至つた倫理道德の教をいひます。

●大學の三綱領八條目

儒教を最も組織的に説いたものは大學の三綱領・八條目であります。

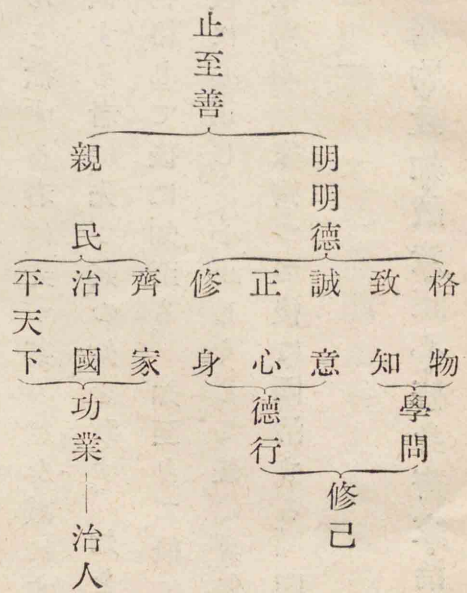
「大學の道は明德を明かにするに在り、民を親まごにするに在り、至善に止まるに在り。」

この明明徳、親民、止至善の三つを三綱領といひます。

「古の明德を天下に明かにせんと欲する者は、先づ其の國を治む。其の國を治めんと欲する者は、先づ其の家を齊ふ。其の家を齊へんと欲する者は、先づ其の身を修む。其の身を修めんと欲する者は、先づ其の心を正しくす。其の心を正しくせんと欲する者は、先づ其の意を誠にす。其の意を誠にせんと欲する者は、先づ其の知を致す。知を致すは物に格かたるに在り。物格りて後に知至る。知至りて後に意誠なり。意誠にして後に心正し。心正しくして後に身修まる。身修まりて後に家齊ふ。家齊つて後に國治まる。國治まつて後に天下平かなり。」

この格物・致知・誠意・正心・修身・齊家・治國・平天下の八つを八條目といひます。

之を圖解すると次のやうになります。



儒教は我が國民道德と合致してゐるところが多いので、その始めて我が國に移入された際には、格別の波瀾もなく、まづ皇子菟道稚郎子に依つて學ばれ、漸次我が國民思想中に取入れられました。即ち儒教の徳目として擧げられる五倫・五常などは、我が國

我が國の儒教

にはその名稱の無かつただけで、その實は昔から存してゐたのを、儒教は之に名目を與へ、秩序を與へ、その觀念を明瞭にし、以て我が徳教の發達に非常な効果を齎したのであります。

稚郎子は深く儒教を尊信せられました。が決して外國思想に心酔して固有の精神を失はれるやうなことがなかつたのです。嘗て高麗王の使者が表を上つた時、その中に「高麗王日本國に教ふ」といふ文句があつたのを、皇子は大いにその無禮を憤慨し、その使者を責め、その表を破りすてられたことによつても、之を知ることが出来ます。外國思想移入の際に於けるこの確乎たる御態度は、私達の大いに模範とすべき事でありませう。

儒教がよく我が國民思想に同化したのは江戸時代で、殊に維新の大業に與つて力あつた人々——象山・東湖・松陰・小楠・景岳など——いづれも儒教によつて思想を固めた人々であります。

今や儒教は純然たる日本的の儒教となり、論語も孟子も全く日本人の論語・孟子となつてゐます。

第八 佛教及び基督教

● 佛教

佛教は釋迦の開いた教で、東洋の文化に貢献したことが頗る大きくあります。

佛教の主旨は煩惱を斷滅して涅槃ねはんに到達するにあり、これに大乘と小乗との二方面があります。

佛教では、この世界は地獄・餓鬼・畜生・修羅・人間・天上の六道に分れてゐるけれども、悉く迷の世の中で、その中に生を享

● 輪廻

けた者は、避け難き自己の行爲を因として、いづれも迷の境から迷の境へと生れかはり死にかはり、過・現・未三世に互つて浮きつ沈みつ無始無終の運命を辿るのであるとし、これを輪廻と名づけます。

● 四諦

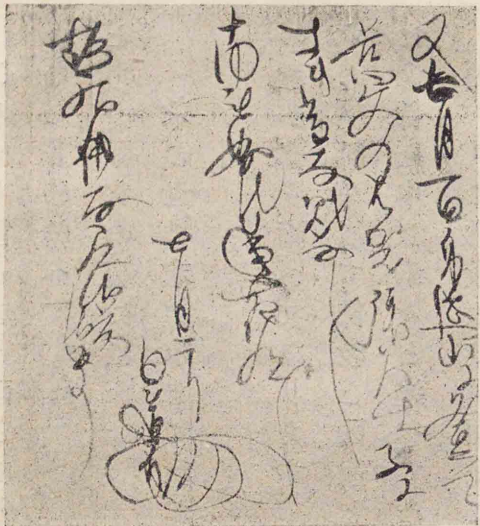
要するにこの世は假の世であり、苦悶の世界である。苦に始まつて苦に終る。生・老・病・死、いづれも苦でないものはない。(これを苦諦といふ) 苦の原因は慾よくに在る。慾の原因は「我」の一念に執着するに在る。(これを集諦といふ) 故に人は慾を斷絶し、「我」の一念から脱却して後、始めて人生の苦を免れることが出来る。(これを滅諦といふ) この境界に達したものを阿羅漢又は羅漢といひ、これを小乗佛教の理想とします。

更に進んで有無生死の差別を超越して絶対平等の悟界に入つたのが、涅槃即ち佛陀の境界で、これを道諦といふ。大乘佛教の理想は即ちこゝにあります。

四 日本の佛教

佛教は欽明天皇十三年、儒教より後るゝ二百年にして百濟から移入されましたが、その出世間的で人倫を輕視する傾向は、現世的・樂天的で、君臣父子の道を重んずる我が固有の國民思想と合致しないものがありましたから、その當初に於ては多少の軋轢を免れなかつたのですが、我が國民の同化性は漸次これを解決して、儒教に於けると同じく我が國獨得のものたらしめ、殊に鎌倉時代に至つて佛教は全く日本化されました。先づ日蓮は日本化した佛教から世界統一の理想を説きました。彼は佛説に轉輪聖王が出て世界を統一するとの理想があり、又通一佛國

又七月一日身
延山に登て慈
父のはかを拜
見す。子にす
ぎたる財なし
南無妙法蓮華
經
七月二日
日蓮(花押)
故阿佛尼御
前御返事



日蓮の筆蹟

土の豫言あるを捉へ來つて、轉輪聖王は即ち我が國の天皇なりとし、先づ日本を佛國土となし、終に世界をして悉く一佛國土たらしめんとする。一天四海皆歸妙法の大理想を抱いて活躍しました。禪宗はその教義の簡明直截にして而も熱烈な點が、剛健素朴な當時の武士に精神上の偉大な感化を與へました。元寇の際京都賀茂正傳寺の東巖宏覺禪師は、我が國の皇國・神國なることを力説して、六十日間敵國降服の祈願を籠めてゐます。その願文の終りに、

「切に冀くは、明神、貴賤五體の中に入り、運を増し、勢を益し、蒙古の怨敵を斫伏せしむべし。重ねて乞ふらくは、神道雲と成り、風と成り、雷と成り、雨と成り、國敵を摧破し、天下泰平諸人快樂ならしめ給へ。」

とあり、願文の裏には

末の世の末の末まで我が國はよろづの國にすぐれたる國

の歌が書き添へてあります。浄土眞宗を起した親鸞は王法爲本の精神を以て、佛教を國家と結びつけ、朝家の御爲、國民のため念佛を申し云々と述べてゐます。

要するに、佛教は我が國民に宗教的安心と哲理的思想とを與へるに力あり、殊に博愛仁慈の精神を高調した點に於て、大いに我が國民道德の發展を裨補したこと、決して少なからざるもの

があります。

今日我が國に於ける佛教には、

- (一) 天台宗
- (二) 眞言宗
- (三) 浄土宗
- (四) 臨濟宗
- (五) 曹洞宗
- (六) 黄檗宗
- (七) 眞宗
- (八) 日蓮宗
- (九) 時宗
- (一〇) 融通念佛宗
- (二) 法相宗
- (三) 華嚴宗
- (三) 律宗

の十三宗があり、更にこれが五十六派に分れて居り、寺院の數すべて七萬に餘るといひます。家々には神棚に天照大神を奉祀すると共に、佛壇には佛と我が祖先の靈とを安置してゐます。かくして崇佛の念は國民一般の信念として抜くべからざる力を有つてゐるのであります。

基督教はイエス・キリストによつて創められた宗教で、西

⑤ 現今の日本佛教

⑥ 基督教

洋文化の中心となり、廣く世界各國に廣まつてゐます。

基督教はキリストの愛神愛人の思想を以て根本的源泉としてゐます。神は天父にして人はその愛兒である。人



キリスト

は皆宿命的に罪の子であるが、人類の父なる神は全智全能であり、愛を以て我等を救濟せんがためにその獨り子たるキリストを世につかはし、これをして我等人類の罪を贖はしめる。神から見れば世界人類は同胞であつて、決して貴賤も貧富もない。我等は罪を悔い改めて神を信ずれば、その愛の力によつて天國に入ること

⊕我が國の基督教

が出来るといふのがその教であります。

後奈良天皇天文十年、ポルトガル人始めて豊後に來り、同じく十二年、ポルトガルの商船、大隅の種子島（たねがしま）に漂着し、爾來漸く通商を開くと共に基督教の渡來を見るやうになりました。

天文十八年、里見勘四郎了西が、當時印度に在つた基督舊教ゼスイツト派傳道僧イスパニヤ人フランシス・ザヴェイエルに勧め、て日本に來らしめ、はじめ鹿兒島に上陸し、ついで平戸に移つて多數の信徒を得ました。これが我が國基督教渡來の發端であります。

爾來、豊臣秀吉や徳川家康の禁制に遇ひ、遂に徳川家光の嚴禁によつて幾多の迫害を受けましたが、明治二十二年憲法發布と共に信教の自由を認められ、こゝに佛教と相並んで我が國に於ける外來の二大宗教となつたのであります。

現今、我が國の基督教は、天主教會・ハリストス正教會・日本基督教會・日本聖公會・日本メソヂスト教會・福音教會・救世軍など二十三小派に分れ、約三十五萬人の信者を有してゐます。

第九 思想問題 (上)

● 思想問題

現状の社會組織を改善し、社會生活の向上を圖らうとして種々の思想が次から次へと唱へられ、殊に世界大戦前後からは思想の混亂が益甚しく、いはゆる思想問題なるものが發生しました。その思想には、保守あり改進黨あり、左傾あり右傾あり、中には詭激に失し道義に背き、我が國體・國情に

一致しないものも少くありません。いふまでもなく思想の健否は國家・社會の盛衰に關する重大事であります。これら思想の根據を攻究し、内容を吟味し、健全な批判力によつて、その取捨選擇を誤らぬやうにすべきであります。今上天皇陛下踐祚後朝見の御儀に於て賜はつた勅語に、
 輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ
 と仰せられました聖旨のほども、この點に軫念あらせ給うての事と拜察します。

個人は社會の單位で、家庭・國家などすべての社會は、たゞ個人がよりよく生きんが爲の手段に過ぎないと唱へるの

● 個人主義

◎個人主義の
批判

を個人主義と名づけます。

元來この主義は、西洋に於て壓制政治の下にあつた不健全な社會に誘發された反動的思想であつて、家族制度を基礎とする我が國固有の思想と相容れないのは論ずるまでもありません。個人主義が人格の尊重を唱へ、個性の價値を認めたとはいふにしても、それが爲に家庭・社會を顧みないのは絶対によくありません。前に述べましたやうに、自我は即ち社會我であつて、個人と社會とは渾然一體をなし、決して之を分離して考へることは出來るものでありません。

個人主義は個人の自由を主張し、萬人の平等を唱へます。

しかし、眞の自由は無秩序・無法則である筈はありません。何等の自覺なく、我儘勝手を振舞ふなどは、自由ではなくて放恣亂暴であります。かくの如きは徒らに社會の秩序を紊し、國家の統制を壞るだけであります。又、人はそれぞれ一個の人格を有する上から言へば平等でありませうけれども、そのうちに大人格があり、小人格があり、高潔な人格があり、野卑な人格があり、力量・才能に應じて千差萬別であります。然るにこれらの差別を無視する平等は萬人を機械的に平均せしめるに止まるもので、決して眞の平等と稱することが出來ません。要するに眞の自由は秩序・法則のうちになり、眞の平等は眞の差別の間に認められるのであります。

④デモクラシ

す。

一九一七年四月二日、米國大統領ウイルソンが議會に於て世界大戰參加の理由を述べた演說中に、「世界はデモクラシーの爲に安全にせられねばならぬ」と言ひました。これらによつて全世界にデモクラシーの思想が波及されたのであります。デモクラシーは民本主義・民主主義・民衆主義などと譯され、本來政治上に用ひられた語であります。世界の安全は是非とも一般民衆の利益・幸福といふ上から打算されなくてはならないといふのがデモクラシーの思想で、戦局の終りに近づくと共に益・盛に唱へられるやうになり、デモクラシーといふことは、戦後世界の人心を風靡する

⑤その批判

に至つたのであります。

リンカーンはデモクラシーを定義して「人民の、人民によつて行はれる、人民の爲の政治」と言ひました。「人民の爲」とは人民の福利を主とするの謂であります。既に述べました通り、我が國の政治は寶祚の無窮の御榮を皇業とせられ給ふと共に、畏くも祖宗の遺し置かれた蒼生の惠撫慈養を天職とし給ふ政治であつて、この意味に於て我が國の政治ほど人民の福利を本とせられた政治はありません。

國史の傳ふるところによるも、仁徳天皇が「百姓貧きは則ち朕が貧なり、百姓富みなば則ち朕が富なり」と宣へる御事蹟の如き、醍醐天皇が寒夜に御衣を脱ぎて民の身の上を憐み給へる御事

蹟の如き、又歴代の天皇が臣民を「大御寶」と稱せられましたのも、皆臣民を惠撫したまふ大御心に外ならないのであります。

次に「人民によつて」とは政治の立憲的であることを言つたものと解せられます。これは我が國の憲政の眞の意味を失はない限りは不可なき如くであります。デモクラシーの思想普及以來、人格の尊重、自治的・公共的精神の高調、機會均等主義の實現を見た點はありますけれども、又低い意味の民衆的に墮した弊も認めなければなりません。

最後に最も肝要であることは、この思想が統治權が人民にあると主張するに於ては、これ全く萬國無比なる我が國體と相容れないものでありますから、絶対にこれを排斥し

なければなりません。

●輿論
デモクラシーの國家なり社會なりは、輿論が絶大の勢力を有してゐます。輿論が高潔聰明な人格者によつて導かれる間はよろしいが、一旦常道を逸するに於ては、いはゆる衆愚政治を以てする多數の横暴を齎し、その弊の及ぶところ、國家・社會の進運を沮害すること甚しいものがあります。

第十 思想問題 (下)

●社會主義
社會主義は個人主義と對立すべきものではなく、絶對の自由平等を主張する點に於て個人主義と相通するものがあります。等しく社會主義といふうちにも、その間に幾多

の分派があり、従つてその主張も一樣ではありませんが、要するに人間生活はすべて經濟現象によつて左右され、人はすべて物質的條件によつてのみ生存するものであるとするのがその根本思想で、この見地からして、現代社會の缺陷を貧富の懸隔にありとし、この缺陷を除く爲に、私有財産を撤廢して土地資本等の物資は社會の公有とし、すべての人を労働によつてその生活に必要な生産に従事せしめ、以て富の分配に均衡を保たしめようといふのであります。

社會主義が労働の神聖を説き、労働者の地位の向上に努めたことは認めなければなりません、全體としての主張は幾多の誤謬に満されて居り、實現不可能のユートピア的

●その批判

思想に過ぎません。

先づその根本思想に於て物質を過重し、經濟現象を以て人生のすべてを律しようとする結果、精神生活を顧みません。我が國民道德はどこまでも精神主義の上に立つてゐます。惟神の道は固より、外來思想たる儒教にしても佛教にしても、皆一定の精神的原理を以て人間生活を支配するものであります。殊に社會主義がその當然の歸結として無神論的傾向を有するのは、有神論の立場にある我が國民道德と根本的に背馳するものと言はなければなりません。要するにこれらは、人を以てパンのみによつて生きるものとする思想から來た缺陷であります。

次に社會主義は筋肉労働尊重の結果、精神労働者を認めず、資本家の立場を顧みません。

元來、生産には自然と勞力と資本とが無ければなりません。これを生産の三要素といひます。自然とは土地・河川・動植物などの自然物や、風力・水力・日光などの自然力をいひ、勞力とは人の精神及び身體の働きをいひ、資本とは過去の生産の結果であつて、再び生産の資料に用ひられるものをいひます。

各種の産業は生産の三要素を適當に組合せることによつて營むことが出来るので、資本なくして産業を營むことは不可能であり、且生産・販賣の方法について一種の機智技能を要することは言ふまでもありません。然るにこれら

を度外視して筋肉労働の結果のみを過重するのは、當を得たものといふことは出来ません。

又社會主義は富の分配を均衡ならしめようとしませんが、しかし職業に難易・快苦の別があり、同じ職業に従事する者も、その力量・才能の相異によつて仕事の能率に差を生じます。然ればその難易・快苦に應じ、能率の差違に従つて報酬を異にするは勿論のことであり、又公平な分配法でありませぬ。然るに社會主義の主張するが如く、その生活の必要に應じて物資を供給するに止まつたならば、生産上の競争は全く遏塞され、産業の不振を來すは自ら明らかであります。次に社會主義は私有財産を撤廢し、各個人が生活し得る

だけのものを中央政府によつて分配しようとするのをその理想とします。しかし、これは全く人の本性に悖るものであります。抑、人間は所有欲と競争心とがあればこそ勤儉力行し事業の改良工夫を加へるのであります。然るに若し如何に勞働しても自己の所有が認められず、競争する對手がないとしたならば、勢ひ人の精神は銷沈し、殖産興業は衰滅し、文化の逆轉を來すことは必然であります。

要するに、社會主義は物質偏重に墮して人生の根本義を忘れたものであり、しかもその理想とする社會は到底實現不可能のものであることは、以上の説明によつて自ら明らかなることであらうと思ひます。

●思想問題に
對する私達
の覺悟

私達は現代の世界思潮に盲目であつてはなりません。けれども新しい主義・學說等に對しては、常に國體の本義に立脚して嚴正公平な批判を加へることを忘れてはなりません。私達の祖先は外來思想に對して、よくその長を採り短を捨て、決して取捨選擇を誤らなかつたことは、私達の既に學んだ所であります。私達はよく、現代の世相に鑒み、堅實な思想を建設して、以て祖先の遺風を顯彰することに心掛けなくてはなりません。

今上天皇陛下踐祚後朝見の御儀に於て賜はつた勅語に、我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ

其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深く心ヲ用フヘキ所ナリ
と仰せられましたのは、今日の世局に處して私達の探るべき道をお諭し遊ばされたもので、日本國民たるものゝ日夕服膺すべき大御訓であります。

第十一 社會問題

●社會問題

社會問題は思想問題と密接に聯關して、主として經濟生活の不安が中心となつて生ずる問題をいひ、これに労働問題・失業問題・小作問題・婦人問題などがあります。

●労働問題

労働問題の主要な動因は産業革命にあります。産業革命は十八世紀の中葉から十九世紀の初頭に先づ英國に起り、ついで歐洲各國に波及した、機械の發明や自然科学の應用に伴ふ産業上の大變動で、その結果従來の手工業が根柢から崩壞されて、大規模な工場工業の勃興を見るやうになつたのであります。

一七六七年英國のハーグレーヴスが紡績機械を發明したのが、産業革命の警鐘であり、一七七四年、同國ワットの蒸氣機關の發明によつて急激にその機運を促進しました。爾來工業用の機械は相續いで發明されて、それが生産に用ひられた爲、手工業は變じて機械工業となり、家庭労働は減じて工場労働が起り、各

種の工業は全く面目を一新しました。更に蒸氣力による交通機關の發達に伴うて、販路は擴張され、生産費の輕減と相俟つて益、産業の活氣を呈するやうになつたてのあります。

産業革命の結果、經濟組織は資本集中と化して、こゝに資本家階級なるものを生じたと同時に、從來の手工業者の徒弟は殆ど機械工業の職工と化し、低廉な賃銀を以て働くことになつて、多數の労働者階級が出現しました。資本家と労働者とは多くの場合その利害が相反します。即ち資本家は成るべく低い賃銀で出来るだけ長時間労働させようとし、労働者は出来るだけ高い賃銀で成るべく労働時間を短くしようとします。かくして両者が

對立してその間に鬭争を惹起すやうになり、資本家は労働者を解備して我意を通さうとし、労働者は團結の力を以て同盟罷工を企て、之に對抗しようとし、こゝに労働爭議なるものが發生します。労働爭議の續出が産業の進歩を沮害し、社會的不安を齎すことの甚しいのは言ふまでもありません。されば、如何にして勞資兩者を協調さすべきかの問題は、現今社會問題として極めて重大な意義を有つてゐます。

◎失業問題

失業問題は労働問題に伴つて發生する社會問題で、資本集中の經濟組織の必然的產物であります。資本家は必要に應じて労働者を雇入れ、必要がなければ何時でも解雇し

ます。故に財界の不況が襲來して、生産の縮少或は經費の節減が必要となると、資本家は先づ労働者の解雇を行ひますから、こゝに失業問題が発生するのであります。殊に世界大戦に於ける經濟界の世界的不振は、いはゆる失業者洪水時代を出現し、同時に知識階級の就職難問題を惹起しました。

昭和五年十月一日、國勢調査による我が國(内地)の失業者概數は三十二萬三千です。之を六大都市及び其の附近別に見ますと、最も多いのは東京市及び其の附近の六萬一千で、大阪市及び其の附近の三萬、横濱市及び其の附近の一萬三千、神戸市及び其の附近の一萬、名古屋市及び其の附近の九千、順次之に亞ぎ、最も少いのは京都市及び其の附近の六千です。之を大正十四年十

月一日施行の失業統計調査結果に比較すると、東京市及び其の

	(大正十四年)	(昭和五年)
東京市及び其の附近	三九、一一七	六一、〇二四
大阪市及び其の附近	一八、三八二	三〇、四七三
横濱市及び其の附近	九、〇四四	一二、六八三
神戸市及び其の附近	八、一一六	一〇、〇六八
名古屋市及び其の附近	四、九六三	八、八四九
京都市及び其の附近	三、〇三八	五、六一四

附近は二萬二千、大阪
市及び其の附近は一
萬二千を増加し、其の
他の諸都市又何れも
増加してゐます。

なほ、昭和十一年六

月末現在、主要國に於ける失業者は北米合衆國一千一百十三萬で最も多く、イギリス一百四十萬、ドイツ一百三十一萬、フランス四十二萬、オランダ三十八萬で、我が國(内地)は三十四萬であります。(内閣統計局「列國國勢要覽」による)

小作問題も亦労働問題と其の性質を同じうしてゐます。即ち資本主義の發達に伴ふ近代的商工都市への集中は農

④ 小作問題

村の疲弊を甚くし、殊に近年自作農の減少と小作農民の生活難とは地主對小作人の利益分配に關して種々の問題を起し、小作人は自己の立場から小作料の軽減を主張し、地主はこれに應じない時、こゝに小作爭議なるものが發生します。小作爭議の問題は農村をして益、疲弊せしめるのみならず、一般社會に及ぼす影響も少くありません。

⑤ 婦人問題

文化の進歩に伴うて婦人の自覺が促され、女子も男子と同様に待遇されたいといふ要求から起つたのが所謂婦人問題で、分けて四つとすることが出来ます。

第一は政治に關するもので、現在男子だけ有つてゐる參政權を、婦人にも與へよといふ主張であります。

第二は勞働に關するもので、男子と同様な勞働を求め、隨つて男子と同等の俸給・賃銀を與へよとの要求であります。第三は家庭に關するもので、母としての重大な任務を有してゐることから、特別な保護を與へてもらひたいといふ希望であります。

第四は教育に關するもので、男子と同様に高等教育までも受け得るやうな制度を定めよとの要求であります。

以上の主張にはそれ〴〵、正當な理由はありますが、これらの事柄について男子と對抗するやうに考へるのは、寧ろ女性の特色を失ふことになるので、宜しく男女天賦の性能に基いて、婦人の活動として最も重要な部分をなす家庭生

活を営む上に遺憾のない立場から、この問題は解決しなければなりません。

以上の外、人口問題・食糧問題など、なほ幾多の社會問題はありますが、私達はその渦中にあると否とに論なく、眞に國家・社會の安寧・幸福を増進する道を行くべく、これに對して極めて冷靜な態度を以て慎重に討究・判斷する所がなくてはなりません。

第十二 社會政策

各種の社會問題は國民に不安の感じを與へ、國民の思想

を動搖させ、社會生活に對して多大の脅威となります。故にこれが解決の途を講じなければ、遂には社會そのもの、死・活・存亡にも關するに至るものであります。

いはゆる社會主義なるものは、人間本來の性情と歴史的事情とを無視し、單に物質的・經濟的見地に立脚して現代社會の變革を企てるもので、その理想とする社會は到底實現不可能の空理に過ぎないことは既に述べた通りであります。茲に於て、これら社會的缺陷を匡救するが爲に、穩健着實で且實行可能な方法として、國家又は公共團體が社會の現狀を急に變革することなしに、主として立法・行政の手段によつて社會的・經濟的に弱い人々を保護・救済しようとする

●我が國の社會政策

る方策が考へられます。これを社會政策と名づけます。現在我が國で實施されてゐる社會政策の主なものは、労働者に對する政策で、これを總括して労働政策といひます。その著しいものには、工場法・鑛業法・工業労働者最低年齢法・労働者災害扶助法・健康保險法・労働爭議調停法などがあります。

我が國の工場法は明治四十四年に公布され、大正五年九月一日から實施されてゐます。この法の適用される範圍については、

- 第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス
- 一 常時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ
- 二 事業ノ性質危険ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ

とあり、主として労働者の健康や利益を圖る目的で、労働雇傭契約に或種の制限を行ふことをその任務としたものでありまして、年少者及び女子の雇傭労働については、同法に

- 第三條 工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十
- 一時ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

とあり、更に工業労働者最低年齢法には特定の作業に於ける幼年者の労働を制限してあります。労働者の傷病死亡については、工場法施行令に

- 第四條 職工業務上負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ本章第二章職工又ハ其ノ遺族ノ扶助ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲スヘシ
- 第五條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ工業主ハ其

ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘシ

とあり、なほ労働者災害扶助法には特定の作業に従事する労働者の傷病・死亡に關する扶助・危害防止及び衛生上の取締などが規定されてゐます。健康保険法は昭和二年から實施され、

第一條 健康保険ニ於テハ保險者カ被保險者ノ疾病負傷死亡又ハ分娩ニ關シ療養ノ給付又ハ傷病手當金埋葬料分
娩費若ハ出産手當金ノ支給ヲ爲スモノトス

とあるやうに、偶發事故の爲に労働者が労働能力を喪失又は減少した場合に労働者及びその家族の救済を圖るものであります

次に失業問題に對しては職業紹介法・入營者職業保障法

などが設けられてあり、小作問題に對しては小作調停法・自作農創設維持補助規則・産業組合法・米穀統制法などがあり、なほ租税制度に於て累進課税主義を採り、財産や所得の多い者ほど税率を多くする方法によつてゐることや、免稅率を高くし、相續税を課することなども社會政策の一であります。

労働爭議に關しては警視廳・北海道廳及び府縣に調停官が置かれてその調停のことに當つて居り、小作爭議に關しては北海道廳・府縣に小作官が置かれてその調停に當つてゐます。

社會政策の實行ともなり補助ともなるものに社會事業があります。社會政策が一般的・原則的であるに對して、社

◎社會事業

④我が國に於ける社會事業

會事業は特殊の個別的な施設であります。

現今我が國に實施されてゐる社會事業の主なものに、



東京中央職業紹介所

があります。

(一) 病貧者救護のための慈善病院・無料又は實費診療所・巡回

診療・無料宿泊所・方面委員制など、

(二) 老幼者保護のための養老院・養育院・

孤兒院など、

(三) 無産者保護・救済のための職業紹介

所・授産場・市町村營住宅・公益質屋・公設

市場・簡易食堂・公設浴場・託兒所など、

(四) 社會教化のための少年教護院・矯正

院・釋放者保護事業など、

聖武天皇の御時、光明皇后は奈良の法華寺の境内に悲田院を設けて貧困な病者・孤兒及び行旅病者などを救済・療養せられ、施藥院を設けて窮民に施療せられました。社會事業について私達の特に感激に堪へないのは、この事業は西洋では多く宗教關係の方面から始まつて、漸次公共團體や國家などでも施設するやうになつたのであります。我が國では主として皇室の御仁慈から出てゐることであり、殊に明治以後に於ては事ある毎に御内帑の資を賜はつて社會事業の發達を御獎勵遊ばされ、特に昭和五年紀元節の佳辰に當つて全國各種の社會事業六百六十五團體に對して、總額二十萬圓御下賜の御沙汰があり、限りなき皇室

の御めぐみは、あまねく萬民の上に行渡つてゐます、

第十三 肇國の精神と維新の皇猷

●肇國の精神

我が肇國の精神は天壤無窮の神勅によつて明かであり、こゝに儼然たる君臣の大義が昭示せられて我が萬世不易の國體は確立し、皇祖天照大神の御子孫が、この瑞穂國に君臨し給ひ、寶祚の隆えまさんこと天壤と與に窮まりないのであります。

●三種の神器

皇孫瓊杵尊が神勅を奉じて此の土に降臨し給ふ際に、大神は八坂瓊曲玉・八咫鏡・天叢雲劍の三種の神器を授けさせられ、特に鏡については、

此れの鏡は、専ら我が御魂として、吾が前を拜くが如い
つきまつれ。

と仰せられました。爾來、神器は連綿として代々相傳へ給ふ皇位の御しるしとなりました。三種の神器をお授けになつた御趣旨は古典に記されてはゐませんが、仲哀天皇が筑紫に行幸あそばされました時、伊觀の縣主の祖五十迹手が賢木を船の舳に立て、上枝には八尺瓊を、中枝には白銅鏡を、下枝には十握劍を懸けて、天皇をお迎へ申してこれを獻り、

臣敢て是の物を獻つる所以は、天皇、八尺瓊の勾れるが如くに
曲妙に御宇しらしめせ。また白銅鏡の如くに分明かに山川

海原を看行はせ。乃ち是の十握劍を握りひさげて天下を平
けたまへ。

と奏したことがあります。後世、北畠親房は三種の神器を
以て正直・慈悲・智恵の本源であるとし、中江藤樹・熊澤蕃山・山
崎闇齋・山鹿素行などは、これを知仁・勇の三徳に配してゐま
す。

神武天皇御
創業の精神

神武天皇は天神の御子としての御信念と天業恢弘の御
精神によつて、遂にその大業を御達成になりました。天
皇が高千穂の宮で皇兄五瀬命と議り給うた時、「何れの地に
ませばか、天の下の政をば平けく聞しめさむ」と仰せられま
したのは、國を思ひ民を慈しみ給ふ大御心の現はれであり、

大和樞原の地に都を奠め給ふに當つて下し給うた詔の中
に、

夫れ大人ひじりの制のりを立つる、義ことわり必ず時に隨ふ。苟くも民に
利くはきあらば、何ぞ聖造ひじりのわざに妨たがはむ。且また當に山林やまを披拂ひらきひ、宮みや
室みやを經營をまめつくりて、恭たかみみて寶位たかみくらに臨み、以て元元おほまたかを鎮しづむべし。
上は則ち乾靈あまのみかみの國を授けたまふ、徳とくに答へ、下は則ち皇すめ
孫みまの正ただしきを養やしなひたまふ、心こころを弘ひろめむ。然して後に六合くわくごうを
兼ねて以て都を開き、八紘あめつちを掩おほひて宇うと爲なむこと、亦可よ
からずや。

と仰せられましたのは、まことに禍を拂ひ、道を開き、いよいよ
よ開けゆく我が國の輝かしい發展の道を示し給うたもの

で、而してこれは、歴代天皇のいや継ぎに継ぎ給うた御精神
であらせられます。

④維新の皇猷

明治維新の大精神は儼として五箇條の御誓文にあらは
れてゐます。この御誓文は肇國の精神と時運の變遷とに
鑑みて定め給うた宏遠の國是で、舊來の陋習を破り、智識を
世界に求め給うたのでありますが、それと共に惟神の大道
を宣揚し、我が國古來の精神に則るべきことを大本とし給
うたものであつて、當時の聖旨は、同時に賜はつた維新の宸
翰によつて拜することが出來ます。明治天皇は

朕幼弱ヲ以テ粹ニハカニ大統ヲ紹キ爾來何ヲ以テ萬國ニ對
立シ 列祖ニ事ヘ奉ランヤト朝夕恐懼ニ堪サル也

と仰せられ、ついで

朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時
ハ皆 朕カ罪ナレハ今日ノ事 朕自身骨ヲ勞シ心志
ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古 列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履
ミ治蹟ヲ勤メテコソ始テ 天職ヲ奉シテ億兆ノ君々
ル所ニ背カサルヘシ

と宣ひ、更に

近來宇内大ニ開ケ各國四方ニ相雄飛スルノ時ニ當リ
獨我邦ノミ世界ノ形勢ニウトク舊習ヲ固守シ一新ノ
效ヲハカラス 朕徒ラニ九重中ニ安居シ一日ノ安キ
ヲ偷ミ百年ノ憂ヲ忘ル、トキハ遂ニ各國ノ凌侮ヲ受

ケ上ハ一列聖ヲ辱メ奉リ下ホ億兆ヲ苦シメン事ヲ恐
ル故ニ 朕茲ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ 列祖ノ御偉
業ヲ繼述シ一身ノ艱難辛苦ヲ問ス親ラ四方ヲ經營シ
汝億兆ヲ安撫シ遂ニハ萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四
方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置ン事ヲ欲ス
と仰せられてゐます。天皇御親ら艱難辛苦の先に立ち給
ひ、以て上は列祖の神靈に應へ、外は國威を四方に輝かさ
んとし給うた大精神を拜する時、誰か感激しないものがあり
ませうか。

この宏遠なる國策の樹立によつて、明治二年六月、諸侯を
して版籍を奉還せしめ、同四年七月、藩を廢して縣を置かれ、

こゝに中央集權の制度が確立しました。ついで同五年八
月、學制を頒布して、自今以後、一般の人民必ず邑に不學の戸
なく家に不學の人なからしめん事を期せられ、四民等しく
教育を受けるやうになり、同六年一月、徵兵令を布告して國
民皆兵たるべく定められ、こゝに武士といふ階級は失はれ
ました。その他百般の文物、制度が日を逐うて改革施設せ
られていつたことは、こゝに更めて言ふまでもありません。
謹んで按ずるに、皇孫瓊瓊杵尊のこの土に降臨し給うた
のは第一の天業恢弘であり、神武天皇が大和を平定して橿
原に都を奠め給うたのは第二の天業恢弘であり、更に明治
維新の大御業はその古に復り給うた第三の天業恢弘とも

申し奉るべきであります。而して歴代天皇の御盛業もひとしく天業恢弘に外ならないのでありまして、我が國史の發展は即ち肇國の大義の展開であり、この大精神が連綿として今日に至り、更に明日を起す力となつてゐます。さうして私達臣民は祖先以來常にこの大義に基づき、忠誠以て皇運を扶翼し奉り、世々厥の美を濟して、こゝに炳として日星の如き、光輝ある國史の成跡を見るのであります。

明治天皇御製

おごそかにたもたざらめや神代よりうけつぎ來たるうらやすの國
橿原の宮のおきてにもとづきてわが日本の國を

たもたむ

第十四 教育に關する勅語發布の由來

開國進取を國是とする明治新政府が、我が文物制度の改良を圖るに、概ねその範を西洋諸國に採つたのは當然であります。三百年間鎖國の扉に閉されてゐた國民が、絢爛たる西洋文化に眩惑し、滔々として歐米心醉の風を馴致したのも自然を勢といはねばなりません。

當時の人心は物質的要求を満たすに惟れ日も足らぬ有様で、宗教・美術・文學の如き精神的方面は全く閑却に附し、古來の良風美俗は一も二もなく舊弊の一語の下に捨てられてしまひました。殊に古美術の運命は實に慘澹たるもので、雪舟・探幽は顧み

●西洋文化の輸入

られずに石版の洋畫が重んぜられ、陶磁の精巧なものよりもガラス物がもてはやされ、甚だしきは、芝の増上寺、奈良の興福寺の五重塔を無用の長物として焼き拂はうとしたやうなことは、當時の社會相を如實に物語つてゐます。

而してこれが政治・道德の方面に於て、或は實利實益を目的とする功利主義に熱中し、或は極端な自由民權説が唱へられ、しかもこれらは十分咀嚼・吟味されることなく、無批判に輸入され主張されてゐましたので、やゝもすれば

幼學綱要卷之一

孝行第一

天地之間、父母無キノ人無シ。其初ノ胎ノ愛ケテ生誕スルヨリ、成長ノ後ニ至リ、其恩愛教養ノ深キ、父母ノ若ク者莫ク、能ク其恩ヲ思ヒ、其身ヲ慎ミ、其力ヲ竭シテ、以テ之ニ事ヘ、其愛敬ヲ盡スハ、子タルノ道ナリ、故ニ孝行ヲ以テ、人倫ノ最大義トス。

幼學綱要

●幼學綱要の頒布

健全な國民思想を傷つけ、國體の尊嚴をも忘れようとする形勢を見るに至りました。

畏くも明治天皇は深くこの趨勢を軫念あらせ給ひ、明治十四年、侍講元田永孚をして「幼學綱要」を撰せしめられ、之を全國の各學校に頒ち賜はりました。その時の勅諭には次の如く仰せられてあります。

彝倫道德ハ教育ノ主本我朝支那ノ専ラ崇尚スル所歐米各國モ亦修身ノ學アリト雖之ヲ本朝ニ採用スル未タ其要ヲ得ス方今學科多端本末ヲ誤ル者鮮カラス年少就學最モ當ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスヘシ因テ儒臣ニ命シテ此書ヲ編纂シ群下ニ頒賜シ明倫修徳ノ

要茲ニ在ル事ヲ知ラシム

「本末ヲ誤ル者鮮カラス」との大御言は當時の人心の傾向をお示し遊ばされたもので、聖慮の程畏き極みであります。

明治十九年末、西村茂樹は帝國大學講義室に於て「日本道德論」を高唱し、國民道德樹立の必要を説きました。曰く、



「封建の時代は儒道を以て公共の教と爲し、政府人民皆之を以て標準と爲し、王政維新以來全く公共の教といふ者なく、國民道德の標準定まらず、以て今日に至れり。世の論者偏に文明の風俗を喜び、一日も早く之に遷らんと欲する者多し。文明開化は固より希望すべき事なれども、國の獨立堅

固なる上にてこそ文明開化も要用なれ、若し其國の獨立堅固ならざる時は文明開化も施す所なかるべし。故に今日の勢にては、全國の民力を合せて本國の獨立を保ち、併せて國威を他國に耀かすを以て必須至急の務と爲さざるべからず。此の如き希望は何を以て之を達する事を得べきかと問はゞ、余は之に答へて國民の智徳勇、即ち道德を高進するより外の方法ある事なしと曰ふべし。縦令軍艦數百艘、大砲數千門ありとも、國民の道德なき時は、此兵器を使用する事能はず。縦令詩歌文章秀美にして、理化の諸學奧妙に達したりとも、國民の道德なき時は、決して他國の畏敬を受くる事能はず。徳逸の學士、往年普法の大戦の勝敗を以て道德の勝敗なりと言へり。其故は徳逸の士は忠勇愛國の心至て深きも、法蘭西の士は忠勇愛國の心大に之に及ばざりしに由れりと云へり。本邦今

● 思想界の混亂

此の如き可畏の地に立ちて、國民の道德は之を教ふるの標準なし。國を憂ふる者、安んぞ寒心せざる事を得んや。」

かくて明治二十年から二十一年にかけて、歐化主義に對して國粹運動が漸く著しくなり、思想界は實に紛々擾々たる有様で、教育の方針も歸一する所なく、國民は恰も五里霧中に在つて、全くその適從する所を知らぬ状態でありました。

● 教育勅語の渙發

この時に當り、明治天皇は明治二十三年十月三十日、時の内閣總理大臣山縣有朋、文部大臣芳川顯正を御前に召させ給ひ、辱くも教育に關する勅語を下し賜はり、我が國民教育の大本を御垂示になりました。文部大臣は直ちに勅語の

謄本を全國の各學校に頒ち、添ふるに左の訓示を以てしました。

謹テ惟フニ我カ天皇陛下深ク臣民ノ教育ニ軫念シタマヒ茲ニ忝ク勅語ヲ下シタマフ顯正職ヲ文部ニ奉シ躬重任ヲ荷ヒ日夕省思シテ嚮フ所ヲ愆ヒランコトヲ恐ル今勅語ヲ奉承シテ感奮措ク能ハス謹テ勅語ノ謄本ヲ作り普ク之ヲ全國ノ學校ニ頒ツ凡ソ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ聖意ヲ奉體シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラサルヘク殊ニ學校ノ式日及其他便宜時ヲ定メ生徒ヲ會集シテ勅語ヲ奉讀シ且意ヲ加ヘテ諄々シ誨告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所アラシムヘシ

聖勅一たび渙發せらるゝや、恰も百川の海に朝するが如く、紛々たる群議全く迹を絶つて、人心自ら統一し、我が國民

道德の大本は儼然として確立するに至つたのであります。

第十五 教育に關する勅語の精神

● 第一段

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

謹みて按ずるに、この一段は我が國體の精華を宣べさせられ、我が國民教育の基づく所をお示しになつたものと拜察します。

我が肇國の精神は皇祖の神勅によつて明かであり、その

規模は廣大で、しかも永遠に互つて動かない大理想であります。歴代の天皇は神勅を奉じて身を正しくし道を行はせられ、義は乃ち君臣なるも情は父子を兼ねとの叡慮から、一人の祖の己が弱兒を養ひ治すことの如くに民を愛し教を垂れ、以て範を萬世に貽し給うたのであります。

列聖の廣大無邊なる御仁慈に對し奉つて、下萬民は世々忠孝の道を盡し、一致協力して美しい國風を成して來ました。

斯くの如く、上に連綿たる一系の皇統が君臨せられ、道德を本として臣民を愛撫し給ふことと、下に忠良な臣民があつて、皇室に忠を盡すと共に、父祖に孝を盡すこととは、實に

我が國體の純且美なる所であり、さうして、我が國教育の淵源も亦實にこゝに存するのであります。

之を要するに、我が國民教育の根本精神は、これを我が國體に求むべく、私達が學を修め業を習ふも、その究極は我が國體の精華に基づいて行はなければならぬのであります。

●第二段

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ
恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以
テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇
公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

この一段は、我が國民道德の大綱を明かにし給うたもの

で、これ即ち勅語の本論とも申し奉るべき所と拜察します。謹んで聖旨を按ずるに、父母に孝に、兄弟姉妹よく友愛の道を盡し、夫婦相和するは家族の道であり、恭儉己れを持ち、智能を啓發し、德器を成就するは自己に對する本務であります。かくしてよく、信義・博愛の徳を行ひ、公益を廣め世務を開き、社會公共の利益を増進するは、社會に對する道であり、國憲國法に遵ふは國家に對する心得であります。

以上は常時に於ける我が國民道德の要領であります。一朝有事の際は身命を捧げて君國の爲に盡さなくてはなりません。

これらの諸徳を實踐躬行することは、これ即ち皇祖皇宗

● 第三段

の聖旨を奉體する所以であつて、かくして私達は天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることが出来るのであります。

是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

謹んで按ずるに、是ノ如キハとは「父母ニ孝ニ」から「皇運ヲ扶翼スヘシ」までを受けて仰せられましたので、即ち「父母ニ孝ニ」から「義勇公ニ奉シ」までの聖訓を守り、以て皇運を扶翼し奉ることは、天皇に對して忠良な臣民であるばかりでなく、又各自の祖先が遺し傳へた美風を顯はすものであつて、忠孝はこゝに、全く一となることを明かにし給うたものと拜察します。

● 第四段

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

この一段は全體の結語とも申し奉るべきで、「斯ノ道」――「父母ニ孝ニ」から「義勇公ニ奉シ」までの道――は皇祖皇宗の御遺訓であり、私達の遠い祖先から實踐躬行し來つた道徳であります。故に畏くも皇祖皇宗の御子孫は常に人民と共に斯の道を御遵守遊ばされてゐます。

「斯ノ道」は皇祖皇宗の御遺訓であつて、君民いづれも遵守すべきであり、古今に通じて謬るべきでなく、又「斯ノ道」は天

地の公道、世界の大道であつて、中外に施して悖る所なく、實に廣大無邊の大精神であります。

最後に「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」と仰せられ、恐れ多くも天皇御躬親ら率先して斯の道を実践躬行せられ、臣民と俱に其の徳を一にせんことを切望せさせ給うたことは、洵に感激に堪へない所で、私達は誓つて斯の道を拳々服膺し、以て君民一徳の聖旨に報い奉らなくてはなりません。

第十六 日本 の 使命

人類文化の發祥は、まづ自然の惠澤の豊かな地方に見ら

●人類の文化

れます。世界の歴史は、(一)黄河・揚子江流域の支那、(二)ガンドイス・インダス流域の印度、(三)チグリス・ユーフラト流域のメソポタミヤ、(四)ナイル流域のエジプトに古代文化の榮えたことを教へてゐます。これらの土地は、いづれも氣候溫和、地味豊饒で、人類の生存に必要な條件を具備してゐます。

しかし、これら各地方に起つた世界最古の文化が、今日見るやうな偉大な文化に達するまでには、幾千年の歳月を経て、幾多の民族が盛衰興亡の跡を重ね、幾千億萬の人間の努力が拂はれて來たことを知らなければなりません。

印度の文化は中央アジアを経て支那に入り、支那文化と

●東洋文化と西洋文化

合流して、更に朝鮮より我が國に傳はりました。これが東洋文化であります。一方メソポタミヤ及びエジプトの文化は、地中海を越えてヨーロッパに傳はり、ギリシヤ・ローマの文化を大成し、近世に至つて絢爛たる自然科学の花を咲かせました。これが西洋文化であります。

印度の文化は佛敎がその中核をなし、支那の文化は儒敎をその骨子とします。前者は深遠な哲學思想を具へ、後者は實踐的道德思想を有してゐますが、これを一括して東洋文化として考へれば、いづれも精神文化の方面に於て、その特徴を見ることが出来ます。之に反して、自然科学を基調とする西洋文化は、多く物質文化を以てその特徴とします。

これらの特色にはそれ／＼一長一短がありますが、現代は西洋の文化によつて風靡されてゐることは疑のない事實で、一五三〇年コペルニクスが地動説を主唱して以來、自然科学の研究と應用とに依る發明發見は、社會生活の態様を一變し、物質文化の長足の進歩は、近世に於ける歐洲諸國をして全世界の優者たらしめたことは、今更言ふまでもありません。

我が國は、肇國以來惟神の道を中心とした固有の文化を基調とし、印度支那の文化を攝取して我が固有の文化と調和せしめ、否これを自家藥籠中のものとして自己の發展に資し、以て光輝ある國民文化を建設しました。更に明治維

●我が國の地位

新に至つて開國進取の國是と共に西洋の物質文化が澎湃として我が國に流入し、國民は年と共にこれを吸收し咀嚼して、自家の用に供し、僅々六七十年間に西洋數世紀間の進歩に追及し、或種の方面に於ては却つて大いにこれを凌駕するに至りました。かくして今や我が國の文化は世界列強に比肩して遜色のない状態に達したことは、世界文化史上の一大異彩と見られてゐます。

採長補短は我が國民性の一大特質であります。これを以て摸倣的と見るのは外國人の皮相的觀察で、維新開國後我が國民が成し遂げた事績は決して單なる摸倣でなくて、優れた創造であります。一體世界何れの國民と雖も我が

④ 生命の進出力

國民ほど外國の思想文物に對して鋭敏な感覺を有するはありません。これは我が國民がその生命の進出力に於て異常に強力であるといふ特徴を有つてゐるからであります。従つて外國の文物——儒教、佛教、西洋思想——が我が國に輸入されて日本化せられるといふことの標徴は、要するにかゝる強力なる生命の内容になり切つたといふことであります。私達は屢、この事實をば「我が國體に一致する」といふ語を以て現はします。今日、佛教は既にその發祥地たる印度に於て亡び、儒教も亦支那に於て廢滅に瀕してゐますが、我が國はよく兩者の長所を採り、その本來の精華を發揮せしめてゐます。種子は外國のものであるが、しかし、

それは我が國體といふ沃地に來つて、始めてその十分なる結實を見るに至つたのであります。加ふるに、今や我が國は盛んに西洋文化の長所を採り、これを國民文化に融合させて新日本文化を建設すべき道程にあります。

之を要するに我が國の地理的位置と歴史的事情とから見て、東西文化を渾然融合して、これを我が固有の國民的理想に同化せしめ、以て総合的な世界文化を建設することは、獨り我が國民に與へられた使命であります。

私達は今、旬日ならずして高等女學校の課程を終へ、或は直ちに家事に従事し、或は更に上級學校に進むべき時となりました。その向ふ所は固より異つてゐますけれども、等

日本の使命

皇運扶翼の
大道

しく中堅國民として、前途益多事多端なるべき我が國の將來を擔ふべき責任の重且大なるに思を致し、國家の大本としての不易なる國體、古今に一貫し中外に施して悖らない皇國の道によつて、維れ新たなる日本を益々生々發展せしめ、以て皇運扶翼の大道にいそしむ覺悟がなくてはなりません。

新制女子修身書 五年制用 卷五 終

日九十月二年三十和昭
文 部 省 檢 定 濟
 用科身修·校學女等高

發
行
所

東京市神田區錦町二丁目七番地
 振替東京七九五七七番
 大阪市東區博勞町五丁目
 振替大阪九八二〇番

英
進
社

有所權作著



昭和十二年四月二十五日 印
 昭和十二年四月三十日 發
 昭和十三年一月十日 訂正再版印刷
 昭和十三年一月十五日 訂正再版發行

著
者
者

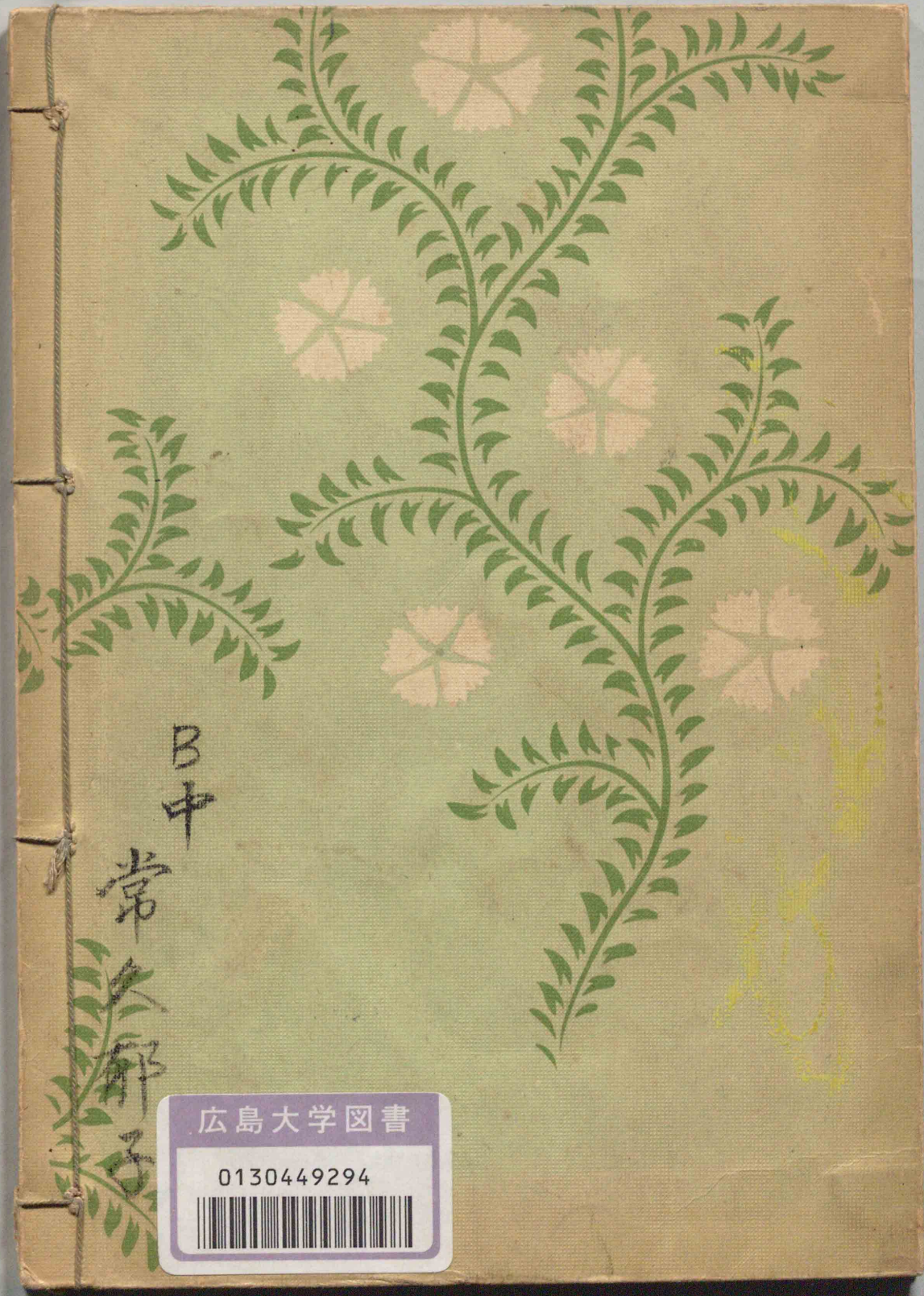
印發
刷行
者兼
東京市神田區錦町二丁目七番地
 倂
要
三
郎

勝
部
謙
造

價 定			
卷一	卷二	卷三	卷四
五	四	三	二
金	金	金	金
四	四	四	四
十	十	十	十
五	三	五	錢
錢	錢	錢	錢

新女子修身書 五年制用

常
久
郁
十



B
中

常
久
解
子

広島大学図書

0130449294

